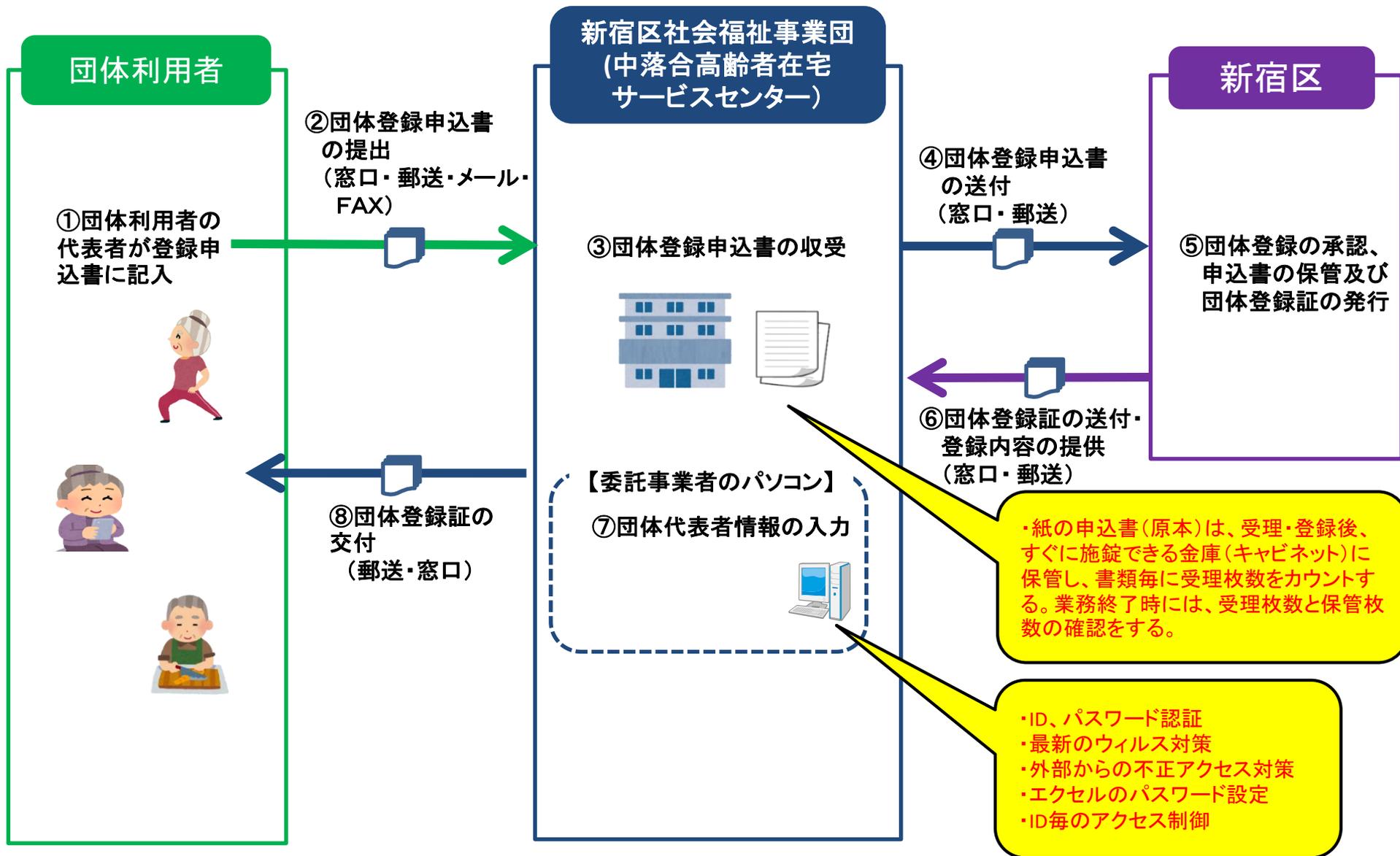


【地域支え合い支援事業等業務に係る個人情報の流れ】
(団体登録者情報の管理業務)

(資料11-1)



※個人利用者が施設を利用する際は、窓口で身分証を提示してもらい、新宿区社会福祉事業団が利用要件(区内在住・60才以上)を確認し、利用台帳に氏名・電話番号を記録する。閉館時は利用台帳を施錠できるキャビネットに保管する。